

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書「3. 業務の内容」の「(1) 廃棄物処理施設等の定期検査業務及び展開検査業務の一部オンライン化に係る検証試験」について</p> <p>・「実際の廃棄物処理施設において、モデル的な検証試験を行い」とありますが、検証試験を行う廃棄物処理施設（以下、試験施設）は貴省から指定していただけるのでしょうか。</p>	<p>・必ずしも指定するものではない。</p>
2	<p>・指定いただけない場合は委託者が用意することになるかと思いますがその場合、提案段階で試験施設を確定する必要がありますでしょうか。</p> <p>業務の一環として試験施設を探索する必要がある場合（提案段階での確定が不要の場合）、</p> <p>・貴省から候補を提示いただけますでしょうか。</p> <p>・候補を提示いただけない場合であっても委託者が挙げた候補に対して声かけなどの支援をしていただけますか。</p>	<p>・提案段階で施設を確定させることは不要。</p> <p>・環境省から候補の提示は可能。請負者から提案いただいた候補に対して声かけなどの支援を行うことは想定していない。</p>
3	<p>仕様書「3. 業務の内容」の「(2) デジタル技術利活用に係る実態調査」について</p> <p>・仕様書に示されている3項目（残余埋立容量の測定、熱分解室内の温度・圧力等の測定、精密機能検査）は実施することが難しい可能性があるかと考えますが、これら3項目は必須の調査項目ではないという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>・仕様書に記載されている項目については、履行必須の項目。</p>
4	<p>仕様書「3. 業務の内容」の「(3) デジタル技術一覧の作成」について</p> <p>・「環境省担当官の提示するフォーマット」として現時点で考えられているものがあればご提示いただけませんか。事前の提示が難しい場合は、フォーマットで想定されている項目と、各項目の分量の目安をご提示ください。</p>	<p>・各技術分野の活用可能性についてまとめたものを想定。現時点で提示できるフォーマットはない。</p> <p>・分量等の詳細については、契約締結後に発注者・受注者の双方で確認することとする。</p>
5	<p>再委託について</p> <p>・環境省様が定める「請負契約における再委任等の要領」（※）の「1.再委任等の取り扱いについて」の「(2) 外注費の計上」③に以下の記載がございます。</p> <p>作業単価が高額な分析処理、電算処理、システム開発などの再委任等業務が請負業務に含まれ、上記基準より外注費割合が高くなる場合には、再委任等の妥当性について請負契約ごとに契約の目的、内容等から個別に判断して、特に認めることとする。</p> <p>※<a href="https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/memo161130.pdf">https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/memo161130.pdf</a></p> <p>本業務の検証試験については、高度なデジタル技術を活用した実証作業になることが想定されます。システム開発や分析処理と同様に、単価が高額になることが予想されますが検証試験を協力事業者と連携して実施する場合、再委託費が契約金額の50%を超えても問題ございませんでしょうか。</p>	<p>請負者から再委任を行う業務が契約金額の50%を超える見込みの場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を請負者が行うことを前提に、再委任を行う必要性や理由等について、契約締結後に提出される再委任等承諾申請書における申請内容を鑑みて承諾の判断を行うこととなります。</p> <p>また、提案書の評価基準「4 業務の実施体制」にも記載のとおり、「適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。外部の協力者（又は再委託者）に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。」が基礎点の評価基準となっておりますので御留意願います。</p>
6	<p>実施体制について</p> <p>・本業務は「共同事業実施協定書」を連携先と締結したうえで共同実施することは可能でしょうか。</p>	<p>本業務は総合評価落札方式のため共同事業実施が可能です。共同事業実施によって業務の体制を組む場合は、提案書等の執行体制・役割分担等にその旨の明記をお願いいたします。また、共同実施による提案を行った入札者が落札した場合、契約の締結に当たってその履行を担保するため、共同事業実施協定書等の提出を契約締結時等に求めることにご留意ください。</p>
7	<p>・共同実施が可能な場合、事業費の分配について制約事項はありますか。（例えば、共同実施代表者から共同実施連携先への支払額が総事業費の50%を超えてはならないなど）</p>	<p>共同事業実施を行うに当たっては共同事業実施協定書において共同事業の代表者・執行体制・役割分担等を明確に示す必要がありますが、事業費の分配について制約事項はありません。</p>